

各区事務局会議 報告のながれ

資料1-3

事例検討報告のながれ

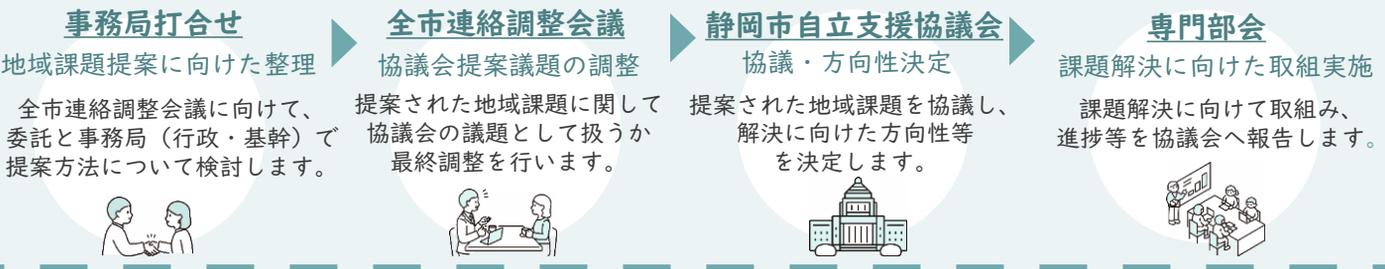


事例の積み上げにより、共通・類似の困難性が発見された場合

各区事務局会議
困難となっている原因の検討・調査

基幹相談支援センターへ報告

協議会へ提案する地域課題を発見した際のながれ



事例検討※とは

1事例を参加者全員で共有し、少人数のグループにて検討・意見交換を行ってください。（時間の目安は1時間程度です。）
事例概要については、事前にA4版1枚程度にまとめ、配布して共有を図ることが望ましいですが、負担感が強い場合はホワイトボードの活用や、各自メモを取る等して、概要の把握ができればよい工夫してください。

※事例検討に適さない課題は、協議会事務局にご相談ください。

課題提案の方法



自立支援協議会で取り扱うことが適さない議題

- ①国の法制度を変更するもの
「サービスを受けることができる障害者の枠を広げるために〇〇に関する制度改正について検討したい」のような、国の裁量による法制度の変更については協議会では取り扱えません。
※ただし、市の裁量があるものについては事務局までご相談ください。
- ②自立支援協議会関係課（協議会事務局）が所管していない事業に関するもの
協議会関係課以外の所管事務については協議会で検討を行っても内容を所管課が把握できず、かつ協議会内で方針を決められません。よって、以下のような流れとなります。
➤全市連絡調整会議にて共有➤内容により所管課へ情報提供を検討
- ③他の専門的な協議会に関するもの
医療的ケア児、発達障害者支援等他の専門的な協議会での検討が効果的と考えられる議題は原則自立支援協議会では取り扱いません。
※ただし、事前相談の中で自立支援協議会に関係すると判断したものは除きます。

